宍粟市公告式条例の一部を改正する条例をここに公布する。 令和6年3月13日

宍粟市長 福 元 晶 三

## 宍粟市条例第5号

宍粟市公告式条例の一部を改正する条例

宍粟市公告式条例(平成17年宍粟市条例第3号)の一部を次のように改正する。 次の表の左欄に掲げる規定を同表の右欄に掲げる規定に改める。

改 正 前	改 正 後
(条例の公布)	(条例の公布)
第2条 [略]	第2条 [略]
[2 略]	[2 略]
[追加]	3 条例を公布したときは、速やかに当該公布した事項を記録した電磁的記録
	(電子的方式、磁器的方式その他人の知覚によっては認識することができな
	<u>い方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供される</u>
	ものをいう。)を電気通信回線に接続して行う自動公衆送信(公衆によって
	直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行う
	ことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。) を利用して公衆が
	閲覧することができる状態に置く措置をとるものとする。
(規則の公布)	(規則の公布)
第3条 前条の規定は、規則の公布について準用する。	第3条 規則を公布しようとするときは、公布の旨の前文、年月日及び市長名
	を記入しなければならない。_
[追加]	2 前条第2項及び第3項の規定は、前項の規則について準用する。
(規程の公表)	(規程の公表)
第4条 規則を除くほか、市長の定める規程で公表を要するものは、公表の旨	第4条 規則を除くほか、市長の定める規程を公表しようとするときは、公表

## 改 正 前

の前文、年月日及び市長名を記入して市長印を押さなければならない。

2 第2条第2項の規定は、前項の規定について準用する。

(市の機関の定める規則及び規程の公表)

- 第5条 第2条の規定は、議会の会議規則、傍聴規則その他市の機関(市長及│第5条 第3条の規定は、議会の会議規則、傍聴規則その他市の機関(市長及Ⅰ び教育委員会を除く。以下同じ。)の定める規則で公表を要するものについ て準用する。この場合において、同条第1項中「市長」とあるのは、「当該 機関又は当該機関を代表する者」と読み替えるものとする。
- 2 前条の規定は、市の機関の定める規程で公表を要するものについて準用す 2 前条の規定は、市の機関の定める規程で公表を要するものについて準用す る。この場合において、同条第1項中「市長名」とあるのは「当該機関名又 は当該機関を代表する者の名」と、「市長印」とあるのは「当該機関の印又 は当該機関を代表する者の印」と読み替えるものとする。

## 改 正 後

- の旨の前文、年月日及び市長名を記入しなければならない。
- 2 第2条第2項及び第3項の規定は、前項の規程について準用する。 (市の機関の定める規則及び規程の公表)
- び教育委員会を除く。以下同じ。)の定める規則で公表を要するものについ て準用する。この場合において、同条第1項中「市長名」とあるのは、「当 該機関の名称又は当該機関を代表する者の名」と読み替えるものとする。
- る。この場合において、同条第1項中「市長名」とあるのは「当該機関の名 称又は当該機関を代表する者の名」と読み替えるものとする。

備考 この表において、下線を付した部分は改正箇所を示し、「 ] の記載は注記である。

附則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。